（宅地建物取引業法の一部改正）

第三百六十三条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号、第十八条第一項第六号及び第五十二条第七号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条から第八十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（道路法の一部改正）

第三百六十四条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の四十七第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条、第百条第一項及び第百一条から第百三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第三百六十五条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条第一項中「賄ろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄ろ」を「賄賂」に改め、同条第三項中「賄ろ」を「賄賂」に、「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空法の一部改正）

第三百六十六条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項第五号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十三条から第百四十四条までの規定、第百四十八条の三から第百四十九条の三までの規定、第百五十一条、第百五十二条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十七条の二、第百五十七条の四から第百五十七条の八までの規定並びに附則第七条及び第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（旅行業法の一部改正）

第三百六十七条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条から第七十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（臨時船舶建造調整法の一部改正）

第三百六十八条　臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建設機械抵当法の一部改正）

第三百六十九条　建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「き損した」を「毀損した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「免かれる」を「免れる」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第三百七十条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百三十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三十八条第一項及び第百三十八条の二から第百四十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（空港法及び船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三百七十一条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十五条第二項第二号

二　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第一項第四号

（海岸法の一部改正）

第三百七十二条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四十二条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「立入」を「立入り」に改め、同条第六号及び第七号中「一に」を「いずれかに」に改める。

（倉庫業法の一部改正）

第三百七十三条　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条の三第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条及び第二十八条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第三百七十四条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「の懲役」を「の拘禁刑」に改める。

第二十八条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第三百七十五条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「立入」を「立入り」に改める。

（下水道法の一部改正）

第三百七十六条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第三百七十七条　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「附した」を「付した」に改める。